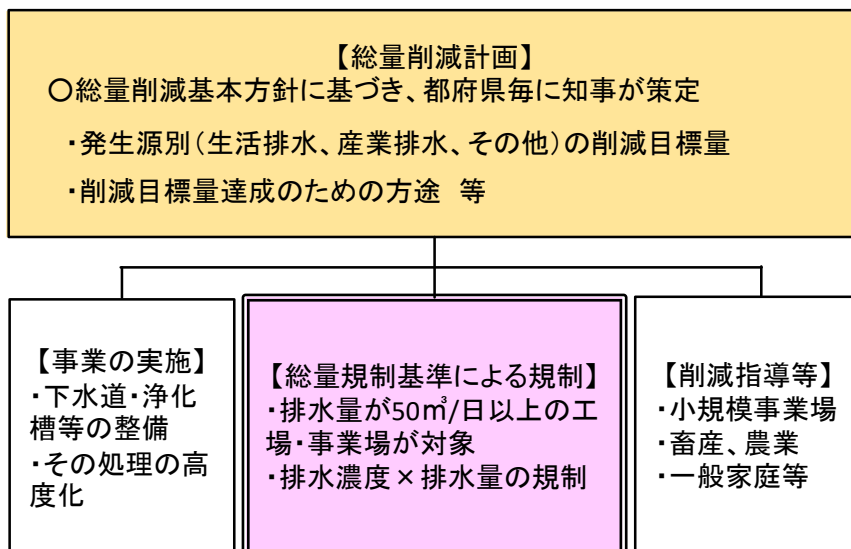


総量規制基準の概要

1 総量規制基準の位置づけ

総量削減計画で定める削減目標量を達成するための方途の一つで、産業系排水の汚濁負荷量の抑制を目的として県が定めるものです。



2 適用する地域（指定地域）

瀬戸内海に排水が流入する区域（下図の白地の地域）



3 総量規制基準の算定方法

$$L \text{ (総量規制基準)} = C \text{ (濃度)} \times Q \text{ (水量)} \times 10^{-3}$$

(kg/日) (mg/l) (m³/日)

が基本となる式ですが、実際に適用される基準は、次の式により計算されます。

$$\begin{aligned} \text{COD} \quad L_c &= (C_{cj} \cdot Q_{cj} + C_{ci} \cdot Q_{ci} + C_{co} \cdot Q_{co}) \times 10^{-3} && \text{(kg/日)} \\ \text{窒素} \quad L_n &= (C_{ni} \cdot Q_{ni} + C_{no} \cdot Q_{no}) \times 10^{-3} && \text{(kg/日)} \\ \text{りん} \quad L_p &= (C_{pi} \cdot Q_{pi} + C_{po} \cdot Q_{po}) \times 10^{-3} && \text{(kg/日)} \end{aligned}$$

【ア 業種の区分】

指定地域内事業場の排水のうち、冷却水等を除く水（特定排水）の届出最大水量（Q）を業種等に区分します。業種等の区分は、COD、窒素、りんについて基本的には同じですが、一部異なっている業種等があります。

【イ 時期による区分】

アで業種等ごとに区分した特定排水の量と関係する特定施設の設置・変更日より、CODは3時期に、窒素、りんは2時期に区分します。

時期は次表のとおりです。（）内は対応するC値です。

時期別水量		COD	窒素	りん
S55.7.1	この期間別水量	Q _{co} (C _{co})	Q _{no} (C _{no})	Q _{po} (C _{po})
	この期間に増加した水量	Q _{ci} (C _{ci})		
H3.7.1	この期間に増加した水量	Q _{cj} (C _{cj})	Q _{ni} (C _{ni})	Q _{pi} (C _{pi})
H14.10.1	この期間に増加した水量			

【C値の設定】

令和3年10月5日付け環境省告示「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲の一部改正」において、大阪湾を除く瀬戸内海については、業種その他の区分及びその区分ごとの範囲に変更がなかったため、基準値の変更は行わないこととします。